

民法・商法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は民法と商法で各1枚配付します。それぞれの科目の解答にあたっては、指定された科目の解答用紙を使用してください。
指定された科目の解答用紙に異なる科目を解答した場合は、試験時間内に申し出があったときを除き、無効とします。
- III 解答にあたっては、黒インクのボールペンまたは万年筆のいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムで消せないものに限ります）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。
設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は90分です。
- VII 民法の問題は1ページ、商法の問題は2ページにあります。

民 法

【設例】の事案につき、【設問】に解答しなさい。

【設例】

A はその所有地上に建物甲を新築することを、代金 600 万円で、建築業者 B に依頼し、その旨の契約を締結した。これを受けて、B は、建築業者 C に対して、代金 500 万円で、甲を新築することを依頼し、その旨の契約を締結した。C は自らの費用で建築資材を準備して、甲の建築に取りかかった。ところが、甲の建築途中で B が倒産した。この時点で、C は棟上げを終えて、屋根を完成させたものの、周壁は未完成のままであり、この未完成の建物（以下、乙という。）の価値は 100 万円程度であった。そして、A は、工事の進捗状況に相当する範囲で、B に代金の一部を支払っていたものの、B は C に対して一切の代金を支払っていなかった。

A は、B が C に甲を新築することを依頼して、C が工事してきたことを知らなかつた。そこで、C は A に対して、これらの事情を説明して、C が引き続き乙を工事して、甲を完成させたうえ、A から C がその代金の支払を受けられるよう交渉したが、A はこれを拒絶した。これにより、C は工事を中止して、乙を放置した。

A は B との契約を解除したうえ、建築業者 D に、引き続き乙を工事して、甲を完成させるよう依頼し、その旨の契約を締結した。この契約には、建物の所有権を A に帰属させる旨の特約が結ばれていた。契約に従って、D は甲を完成させて、これを A に引き渡したうえ、A から代金の支払を受けた。なお、D の工事により建物となった甲の価値は、400 万円程度であった。

【設問】

【設例】の事案において、C が A に対して、以下の二つのことを主張した。これら C の主張の法的な根拠とその当否を検討しなさい。

- (1) C は、自らの費用と労力で乙を建築し、B から代金の支払を受けていないのだから、乙は C の所有物である。その後、D が引き続き乙を工事して、甲を完成させたとしても、やはり甲は C の所有物のままである。したがって、A は C に対して甲を引き渡すべきである。
- (2) C は、自らの費用と労力で乙を建築し、B から代金の支払を受けていないのだから、乙は C の所有物である。仮に、A が甲の所有権を取得したとしても、これは乙の価値が含まれているのだから、A は C にその価値を金銭で支払わなければならない。

以 上

商 法

〔問 題〕

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、テレビ放送事業を行う乙株式会社（以下「乙社」という。）を子会社として持つ持株会社であり、東京証券取引所に株式を上場している。甲社の株主 X は、甲社の定時株主総会（以下「本件総会」という。）に先立ち、甲社に対し、「第 4 号議案（取締役 16 名に対して役員賞与 2,250 万円を支給する旨の議案）について、賞与の支給理由を明らかにされたい」との内容の事前質問状を送付した。

本件総会では、報告事項に関する報告の後、決議事項について、株主から事前に寄せられた質問に対する一括回答が甲社の取締役 A から行われた。その際、A は、X からの前記事前質問について、「役員賞与は一般的に業績連動の側面がございます。当期の業績は減益ではございましたが、約 315 億円の営業利益を確保し、一定の役員賞与を支給するに足ると考えております。ただし結果に鑑み、支給額は昨年と比較して約 15% 減額しております。」と回答した。しかし、実際には、甲社の取締役 16 名のうち、甲社グループの中核的子会社である乙社の取締役を兼ねる取締役 2 名について、甲社及び乙社から支給される賞与の合計額が、それぞれ、前年度と比べて 15% 減額されていただけで、支給総額 2,250 万円は昨年度と同額であった。A は、株主の関心は、甲社単体の業績よりも連結業績にあり、特に中核子会社である乙社のそれにあると考えられたので、甲社及び乙社における業績連動の側面がある両社の役員を兼任する 2 名について連結ベースでの賞与の合計支給額の前年比の増減幅を説明したのであったが、そのことを明示しないまま、前記のような説明を行ったのであった。

その後、質疑応答を経て、議案の採決に進み、第 4 号議案は原案どおり可決された（以下「本件決議」という。）。本件総会において行使された議決権の個数は 172 万個であり、第 4 号議案については、書面投票・電子投票による議決権の事前行使によって投じられた賛成票の数は 126 万個であった。

〔設 問〕 本件決議の効力を説明しなさい。

以 上